

東ティモールの独立過程に見る人権と自決権の関わり —— 自決の正統性を巡って ——¹⁾

井 上 浩 子*

The Quest for Legitimacy —— Human Rights and the Right to Self-Determination in the Independence Process of East Timor ——

Hiroko Inoue*

In early 1990s the East Timorese nationalist movements succeeded in attracting international attentions by reframing the 'East Timor question' as a 'human rights issue'. Whereas the principle of 'self-determination' had long been regarded as potentially conflicting with sovereign state control, the 'human rights' framework successfully evaded international concerns that recognition of any new nation beyond established nation states might touch off a spate of ethnic claims in the rest of the world. This article, through a semi-historical inquiry on the Timorese nationalist movement and its quest for legitimacy, explores the relationship between human rights and self-determination discourses. The pursuit of human rights in the local political sphere on behalf of those who suffered oppression by a foreign power was often equivalent to a claim for the right to self-determination and thus self-governance. Human rights discourse also firmly underlays the principle of self-determination in the international political sphere in both the context of de-colonization and the development of indigenous rights. By revisiting the formation of the nation of East Timor in association with an examination of the right to self-determination, this article also challenges the dichotomy in recent academic debates between cosmopolitan norms and national culture in the era of globalisation. By linking principles to historical processes, human rights and state sovereignty can be seen not as mutually exclusive or conflicting, but rather different means of securing human rights at particular stages of history.

第1節 東ティモール人民の人権と自決権

1999年8月31日の住民投票によりインドネシアからの独立が決定した東ティモールは、多国籍軍による人道的介入と国連による暫定統治を経て、2002年5月20日、東ティモール民主共和国として正式に独立した²⁾。この新国家の誕生は、ナショナリズムと国民国家の世紀であった20世紀を締めくくる象徴的な出来事となるとともに、政治共同体モデルとしての国民国家が人々に対して持つリアリティを改めて示すこととなった。

第1項 問題の所在と方法

これまでの東ティモールの独立過程に関する研究では、東ティモールの人権状況の改善と分離独立の容認を迫る諸外国政府や国際機関からの圧力が、東ティモールの事実上の施政国であったイン

* オーストラリア国立大学アジア研究学部 博士課程

ドネシア政府の対東ティモール政策に変更をもたらしたことが明らかされてきた³⁾。また、この過程では、東ティモールの抵抗運動組織とそれを支援するトランスナショナルな市民社会の運動組織による活発なキャンペーンが、諸外国政府、国際機関の東ティモール問題への関与を促したことで、さらにはそれらの行為主体の対インドネシア政策の変更に影響力を持ったことが知られている⁴⁾。インドネシア占領期、インドネシアの制度的な政治回路は、東ティモールの人々にはほとんど完全に閉ざされており、さらに動員しうる資源量において東ティモールの運動体は格段に劣っていた。そのため、東ティモールの運動組織はインドネシア政府に影響力を行使することができず、代わりに国際社会／トランスナショナルな市民社会の協力者を經由して当該政府に外部から圧力をかけ、インドネシアの政策、行動や慣習の変更を迫ったのである。

1990年代のトランスナショナルな市民社会における動員の成功と国際社会への圧力行使の成功は、本来「脱植民地化問題」であった「東ティモール問題」が1990年代前半に国際社会において「人権問題」としてフレームされたことに起因している。「人権問題」としてフレームされた「東ティモール問題」は、1990年代半ばまでには各国の政府と市民社会の両レベルで広く認知されるようになり、東ティモールにおける人権状況の改善を求めて経済制裁も含めた圧力の行使が行われるようになっていった⁵⁾。ある出来事が「問題」として認識され国際社会／トランスナショナル市民社会⁶⁾のアジェンダに上るか否かは、その出来事がどのように解釈され、その解釈がどのように伝播するのかに深く関わっている。社会運動組織は、時代や場所、働きかけの相手に応じて新たなフレーム、つまり「出来事を位置付け、知覚し、識別し、ラベル付けすることを可能にする解釈図式⁷⁾」を提示することで、東ティモールへの支援を訴えるキャンペーンへの支持と参加の獲得を目指し、運動の影響力の拡大を促進したのである⁸⁾。フレーミング戦略に基づいたこのようなキャンペーンは、それぞれの行為主体が自らの正統性を勝ち取るために行った言説の政治であったということが出来る。

それでは、「東ティモール問題」が「人権問題」として取り上げられた後、東ティモール人民が自決権を行使するに至ったのはなぜだったのだろうか。言いかえれば、東ティモールがインドネシアの一部であるという国際的な了解が広まっていた中で、「人権問題」としての「東ティモール問題」はどのようにして再び「自決問題」と認識されるようになったのだろうか⁹⁾。本稿では、上述のような正統性を巡る言説の政治の中で、東ティモールの独立運動及び支援ネットワークが東ティモール人民の自決の正統性を勝ち取っていく過程を、自決の原則に関する国際的な法と制度の発展と重ね合わせながら検討する。というのも、国連を中心として発展した自決に関する法と制度は、自決の原則についての現代国際社会の共通了解を体現し、また自決を実現しようとする集団に交渉のための枠組みと正統性を提供するからである¹⁰⁾。

以下では、東ティモール人民の自決権行使がどのように正統性を付与されたのかを、次のような手順に従って明らかにしていく。まず次項では、東ティモール住民にとっての自決の正統性を検討する。東ティモールというネーションの形成過程を追うことで、東ティモール住民が正統性を持った自決の主体となり、独立を自決の正統な主権行使の手段であると考えようになった過程を素描する。次に、第二節では、第二次世界大戦後の自決の原則に関わる国際的な法と制度の変遷を概観し、国際社会で問題になってきた自決の争点を整理する。上述のように、国際法及び制度は、国際社会において東ティモールの人民の自決に正統性を付与する最も重要な資源となったからである。

最後に、第三節では、東ティモール住民のネイション意識、国際法と制度を正統化根拠としつつ、インドネシア、ポルトガル、東ティモールなどの各行為主体が「東ティモール問題」についてどのようなフレーミングを行ったのかを検討する。

第2項 東ティモールのネイション形成と国家の希求

1975年、東ティモールは、ポルトガルからの独立の準備を進めている中で、インドネシアによって侵略された。これに対し、抵抗運動、独立運動の中核を担ったフレテリン（FRETILIN：Frente Revolucionária de Timor-Leste Independente：東ティモール独立革命戦線）が当初目指したのは、その軍事組織であるファリンティル（FALINTIL：Forças Armadas de Libertação Nacional de Timor-Leste：東ティモール民族解放軍）による軍事的勝利と即時の独立であった。しかし、度重なる軍事的な敗退に伴い支配地域を失ったフレテリンは、1980年代前半までにはゲリラ戦への移行を余儀なくされることになった。その後、東ティモールの独立運動の中心は、諸外国、諸組織からの支援獲得のためのロビーイングへと移行し、各国政府や国連諸機関の説得活動、直接的な利害当事者である東ティモールの人を超えた、トランスナショナルな市民社会からの支持獲得のためのロビーイングが活発に行われるようになっていった。東ティモールにおけるマス・レベルでのネイション形成は、インドネシアの占領下にあった1975年代後半から1990年代前半の間に、フレテリンとファリンティルを中心とした独立運動とそれへの動員の中でなされていった¹¹⁾。以下では、東ティモールにおいてフレテリンが中心にネイションが形成される過程、さらにそのネイションが独立国民国家を求めるようになる過程を、インドネシアという国民国家との関係を軸に考察する。

1. 東ティモール人民の統合と正統性

インドネシア占領期のティモール・ナショナリズムは、近代化に伴う相互交流の拡大とそれによる文化的な類似性・均質性の増大という側面と同時に、共通の敵の存在という側面の双方から説明されなければならない¹²⁾。原初的なエスニックの起源は、一定程度歴史的に遡って発見することが可能だとしても、それは相互交流に支えられた「我々」を同定する必要があるからこそ再発見されるのである¹³⁾。そこで以下では、まず、社会経済的な基盤の確立とともに歴史的起源を一にし、文化的な均質性を共有する（と構成員が認識する）共同体が成立する過程を考察し、次に、この文化的ネイションが国家を希求する政治的ネイションとなる過程を考察する¹⁴⁾。

インドネシア侵略以降の経済社会構造の変化は、東ティモールのネイション形成の下地を作ることとなった。1970年代末以降、インドネシアが多額の開発資金の投じて行った社会インフラの整備、そして教育による言語の普及と新しい中間層の誕生は、ポルトガル時代の低開発、低教育の中でそれぞれの地域に分断されていた人々が、行き来し、意思疎通を図ることを可能にした¹⁵⁾。また、このことはより広範で平等な形での住民の政治参加の基礎を築いた。なかでもインドネシアの近代教育を受けた新しい識字層は、ポルトガル統治時代の政治エリートとともにティモール・ナショナリズムの中核を担うことになった。一方で、インドネシアへの対抗勢力として存在し続けたフレテリンもまた、ネイション形成に力を注いでいる。1970年代後半には、フレテリンは自らの勢力地域でテトゥン語教育を含めた社会政策とそれによるネイション意識の形成に力を注いだ¹⁶⁾。1978年マテビアン山陥落後にゲリラとなって以降、フレテリンとファリンティルの幹部が山岳部を移動しながら

ら多くの村を訪れたことは、リング・フランカとしてのテトゥン語の普及とネイション意識の形成にとって大変重要であった。このように、インドネシアによるインフラ整備と、東ティモール人によるレジスタンスネットワークの創設と動員は、異なる言語と文化が分立していた東ティモールの中で、コミュニケーションを可能にし、広い意味での文化の統一に寄与した。インドネシアによる開発政策とインフラの拡大、リング・フランカとしてのテトゥン語の普及、コミュニケーションの増大といった状況の中で、東ティモールの内部での文化的な同一性が高まったっていった。

人口規模が比較的小さく、首都ディリの人口集中度の高い東ティモールにおいて、政治的集合行為つまりデモンストレーションが、ネイション形成において果たした役割もまた、特筆すべきである。スハルト大統領は1989年1月西部8県の開放（「部分開放」政策）を決断したがこのことは、独立運動の形態と手段に変化をもたらす大きなきっかけとなった。以前と比べて国際的な監視の目が届くようになった東ティモールでは、デモンストレーションが頻繁に行われるようになり、独立運動は非暴力抵抗運動へと重心を移していった¹⁷⁾。こうしたデモンストレーションは、潜在的参加者へメッセージを投企し、「東ティモール人」のすそ野を広げることとなった。この点について、1991年にすべてのレジスタンス運動を統括する CNRM（Concelho Nacional da Resistência Maubere：マウベレ民族抵抗評議会）の執行委員会の初代代表となったコンスタンシオ・ピント Constâncio Pinto は、以下のように述べている。（デモンストレーションの決行は）「国際社会 international community の目を開かせただけではありません。東ティモールの人々の目も開かせたのです。デモンストレーションは、東ティモールの人々を刺激し、地下活動に参加するように励ますことになったのです¹⁸⁾」。後述するように、東ティモールを支える国外の運動と国際社会によって転機となったのは1991年であったのに対し、東ティモールの内部の運動にとっては1989年が転機であったと言える。

「東ティモール」という歴史文化的共同体はこのようにして姿を現してきたが、一方で暴力的で敵対的なインドネシア国家の存在は、文化的ネイションとしての東ティモール人が結束し、政治的ネイションとなる重要な要因となった。1980年代には東ティモール全土でゲリラ戦が行われたが、これに対してインドネシアは一般住民の強制移住や、ゲリラと連絡があると思われる人々の監視、逮捕・拷問などで対応した。1990年代初頭に、都市部への地下組織へ運動の中心が変化してからも、一般住民への暴力、特に運動支援者と考えられた人々の失踪、デモンストレーションの弾圧などが相次いだ。特に、1991年11月12日に首都ディリで発生したサンタクルス事件は、東ティモール住民だけではなく国際社会にも大きな衝撃を与えることとなった。これは、東ティモール独立派のデモンストレーションの列にインドネシア軍が発砲し、少なくとも271人が死亡、382人が負傷、その後の混乱の中でさらに250人が「失踪した」事件である¹⁹⁾。こうした中で、これまでインドネシアへの併合に賛成し、インドネシアに協力してきた東ティモール住民の中にも、国民国家としての独立のみが東ティモール住民の安全を確保するとして独立を是とする者が現れるようになる。東ティモール人民の党派を超えた独立への団結は、上述の1989年の CNRM の結成と、1994年の東ティモール対話キャンペーン、1995年に実現した東ティモール人包括対話、さらには1998年の CNRT（Concelho Nacional da Resistência Timorese：ティモール民族抵抗評議会）設立に結実していったということができる。

東ティモール人民は、人権の獲得と、自決、すなわち自らの主権国家の達成とを重ね合わせて待

望するようになっていった。また、この政治的ネーションは、特に敵対的な他者が国家であったことから、自らの国家を希求するようになった。それは、彼（女）らが対峙したのがインドネシアという近代国家に代表されたインドネシア人というネーションだったからであり、近代国家がそれに対抗するために手近にある唯一の正当な政治の実体だったからである。以上のようなネーションの形成と国家の希求は、以下の二つの正統性によって支えられていたといえることができる。第一は、新しい国民国家は、インドネシア国家によるむき出しの暴力から人々を守り人権を守るものであるという道徳正統性であり、第二は、新しい国民国家は、人民を平等に代表するという民主主義の擬制に基づいた民主的正統性である。

2. 国際社会における正統性

歴史的文化的共同体の生成が内部の人たちの認識に関わるのに対し、政治的ネーション成立と国家の希求は他者による承認、特に国際的な承認にも関わるようになってくる。では、いったい誰が自決権の主体たる人民なのだろうか。自決の原則については、主体に関わる問題のほかにも、自決の権利の有無に関わる問題（自決は原則か、権利か。）、自決の内容に関わる問題（自決とは何を意味するのか。土地、資源に対する恒久的権利か、国家としての独立か。）、国家との関係の問題（権利の名宛人は誰か。）などの争点が存在する。次節では、「東ティモール問題」のフレーミングの変遷に関わり、マスター・フレーム²⁰⁾を提供し、正統性の根拠となる国際社会における自決の法と制度の変遷を考察する。

第2節 自決の原則に関する法と制度

20世紀後半は、国際連合の三つの基本目的の一つとして国連憲章に記された「人民の同権と自決の原則」（1条2項）を世界各地で実現しようとする努力の歴史であり、同時に、様々な主体が自らの利益と文脈に即して「人民の同権と自決の原則」の内容を明らかにしようとする議論の時代でもあった。こうした自決の原則、および自決の権利に関する法と制度は、20世紀後半を通して、主に二つの異なった、しかし相互に関係しあう文脈で発展を遂げてきた。一つは脱植民地化過程における植民地人民の自決と独立、つまり外的自決という文脈であり、もう一つは先住民族の自決を中心にした内的自決という文脈である。前者は、国連設立当初から脱植民地化がほぼ完了する1970年代まで自決の原則と権利に関する国際社会の主要な関心事であった。しかし、その後独立主権国家の中に残された少数者・少数民族の問題が顕在化するとともに、自決問題の争点は民主主義、人権及び法の支配を基調とした内的自決²¹⁾へと移行していった。本節では、こうした国際政治／世界政治場裡における法的・制度的発展の過程を跡付け、それによって自決の理念と人権の関係を考察する。というのも、東ティモールの独立に関する議論は、自決の原則に関する国際的な議論に影響を与えると同時に、それを正統性の重要な拠り所としてきたからである。

第1項 植民地人民の自決：脱植民地化の中の自決

東ヨーロッパを舞台とした少数民族の自決の原理の上に設立された国際連盟に対し、国際連合は世界中を覆っていた植民地諸国の独立という理念の上に設立された。国際連合憲章は、第1条2項において、「人民の同権と自決の原則」の尊重を基礎に諸国間の友好関係を発展させ、世界平和を強化することを目的として宣言する。このことは、第1条で定めた目的を達成するために、国連憲

章が、一般的な植民地人民に適用される非自治地域（第11章）と、限定的な植民地人民に適用される信託統治制度（第12章）の二つを定めたことにも見ることができる。これらの制度によって国連の支援の下で、植民地人民に対する漸進的独立の付与が目指されたのである²²⁾。

こうした非自治地域制度、信託統治制度による植民地保有国の国内管轄権の制限、否定の努力と植民地独立の支援の努力の一方で、1950年代、60年代には人民の同権と自決の原則の法的な発展が見られた。その第一は、人民による国家の所有つまり独立を念頭に、自決の原則が権利として宣言されたことにある。1960年の「植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言」（以下、植民地独立付与宣言）（GA Res. 1541 / XV, Annex; GA Res. 1542 / XV）は、「外国による人民の制服、支配及び搾取は、基本的人権を否認」（第1条）するものと宣言する。そして、「すべての人民は、自決の権利を有」し、その権利に基づき「政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追及する」（第2条）と定めて、人民の同権と自決の理念を強化した。第二は、自決の内容に関わる。アジア・アフリカ地域における脱植民地化が進むと、新たに独立した新興国の中には、国民国家建設の過程で経済的自立の困難を経験するものが多く出てきた。これらの新興国は、この原因は植民地時代から続く欧米先進諸国による経済的搾取、特に天然資源の奪取にあるとし、第三世界による経済的自立、経済成長の重要性を強調するようになった。1962年の「天然資源に対する恒久主権に関する決議」（GA. Res. 1803 / XVII）は、天然資源に対する人民及び民族の権利を自決の権利の一つとして確認した初めての国連総会決議である。

このような「人民の同権と自決の原則」に関する法的な発展の背景には、非植民地化とアジア、アフリカの新興独立国の数の増大に伴って、国際社会の政治力学と国際社会のアジェンダに上る問題が変化したことがあった。特に国連総会は、これらの新興独立国が大きな発言権を持つ場となり、新興独立諸国はここで第三世界の経済発展の重要性を強調し、人民の同権と自決の原則の法的な発展を推進することになった。新興独立諸国は、また、人権規約などの人権に関わる法の起草においても重要な役割を担うようになった。「天然資源に対する恒久主権」は、1966年の「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」と「市民的および政治的権利に関する国際規約」（それぞれ国際人権 A 規約 ICESCR、国際人権 B 規約 ICCPR）の第1条に反映されることになった。人権規約制定の過程はまた、第三世界の国々が主張した経済的、社会的、文化的権利、とりわけ発展の権利が、「第三世代の人権」として国際的に認識されるようになる過程でもあったと言える²³⁾。

脱植民地化という文脈の中で、自決権は外的自決、すなわち人民が国際社会における地位を自由に決定する権利を意味するようになった。ここで人民とは植民地の領域内の住民を指し、自決とは脱植民地化、すなわち植民地の独立を意味していた。1960年代までには、植民地人民については、自決は権利となり、権利の名宛人は植民母国、または施政国であるということが、国際社会の基本的了解事項となった。また、こうした国際的な了解事項に反した行動は、当該行為主体の正統性を奪い、逆にその敵対する人民に正統性を与える明確な根拠となった。しかし一方で、この自決の定義は、自決権の保障と行使は既存の主権国家への挑戦であり、国際秩序を揺るがしかねないものである、という認識を招くこととなった。キールが述べるように、自決の原則を脱植民地化過程の文脈でのみ理解すること、すなわち自決を外的自決として捉えることで、自決の概念そのものが国民の統一と領土保全 the unity and integrity of the state という支配的な概念の下位に置かれること

になったのであった²⁴⁾。

第2項 先住民族の自決：人権レジームの中の自決

第二次世界大戦後の世界において植民地人民の権利として発展を遂げてきた自決の原則であったが、脱植民地化がほぼ完了するのと前後して、自決の原則は先住民族の人権と密接に関わっていると認識されるようになった。このことは、独立主権国家によって地球がほぼ覆われた状態になり、諸民族すべてに独立を与えることが不可能になったという事実を反映すると同時に、国民国家の成立によって保障されると考えられた種々の権利が、実際には達成されてこなかったことを示していた。国連憲章は、第1条第2項において人種、言語、宗教による差別無き人権の享受という理念を明記したが、この理念は、人権レジームの実定法基礎形成期、すなわち1940年代後半から1960年代にかけて、世界人権宣言や世界人権規約などの人権条約を通してさらに発展することとなった²⁵⁾。例えば、人権規約は、締約国に対し「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見や国民的」出自などを理由にした如何なる差別をも禁じている。先住民の自決は、先住民一人ひとりの人権を保障するための条件であると理解されるようになったのである²⁶⁾。

国連が直接に先住民族の問題に関わるようになる端緒となったのは、1971年、人権委員会の差別防止・少数者保護小委員会（以下、人権小委員会）が先住民族に対する差別の問題に関する調査を勧告したことであった。これ以降、国連は先住民族の問題に、人権に関わる法と制度を通して取り組むようになる。1982年にはマルチネス・コーボ Jose R. Martinez Cobo による「先住民族の権利に関する報告書」が人権小委員会へ提出され²⁷⁾、それに基づいて、国連経済社会理事会は1982年に先住民族人口に関するワーキング・グループ（以下、WGIP）を設立した。続いて1985年からは人権小委員会において「先住民族の権利に関する宣言」の起草準備が始まり、1993年に最終稿が合意され、差別防止・少数者保護小委員会に提出された²⁸⁾。また、1995年から2004年の間に世界先住民族の国際十年が設定され、2000年には先住民族のための国連常設フォーラムの設立が実現、2007年には「先住民の権利に関する国連宣言」が採択された。

国連人権委員会、差別防止・少数者保護小委員会の諮問に始まる一連の過程は、以下のような意義を持っていたと言える。第一に、各地域を代表する専門家から構成されていた WGIP の設立は、それまで経済社会理事会の諮問資格持つ NGO にのみ許されていたミーティングへの参加の機会を他の先住民族組織や団体にも開き、先住民族は史上初めて国連と国際社会に対し直接に意見を述べる場を得ることとなった²⁹⁾。それは、非国家主体としての先住民族が、国連の人権レジームの枠組みを通じて先住民族のための国際的な基準を設定することに関与するようになったことを意味した。第二に、自決の原則の主体である人民 peoples が、外国の支配下にある人民だけではなく、先住民族 indigenous peoples、すなわち既存の国民国家の内部に住む人々をも意味するようになった³⁰⁾。第三に、この過程は、先住民族の権利をマイノリティーの権利として人権の中を含めることによって、人権レジームの範囲を広げたということができる。しばしば自決権が人権レジームの一部、もしくは人権規範の下位規範と理解されるのはこのためである。その結果として、自決の原則、自決の権利という集団的権利に関わる議論が、再び人権という個人的な権利との関連で、捉えられるようになったと言うことができる。そして、このことは、既存の主権を脅かすことのない内的自決の権利、つまり「人民がその政治的地位を決定し、かつ経済的、社会的及び文化的発展を追求する権

利」が、国際社会において正統性を有するようになる過程でもあった。

第3節 「東ティモール問題」における人権と自決権

自決の権利の保障、マイノリティーの権利保護は、集団の権利保護という様相を呈するために、しばしば国際秩序にとっての脅威とみなされ、国民国家の政治的統合と領土保全のための主権的抵抗が根強く残る。前節で敷衍した、国連を中心として発展した自決に関する法と制度は、自決の原則についての現代国際社会の共通理解を体現し、また自決を実現しようとする集団に交渉のための枠組みと正統性を提供する。しかし一方で、国連を中心として発展を遂げた自決の原則、権利に反映されなかった自決問題については、正統性が奪われるという事態が起こる。主権国家内に残されたエスニック集団によるエスノ・ナショナルな運動がそれにあたる³¹⁾。「東ティモール問題」を巡るフレーミングは、こうしたマイノリティーの自決に関わる国際的な言説を背景にした、諸アクターによる正統性の確保のための争いという側面を持っていた。

第1項 「脱植民地化問題」としての「東ティモール問題」

1. 「エスニック紛争」

1975年の軍事侵攻の後、インドネシア政府は、東ティモール人の自決権はバリボ宣言³²⁾において行使されたとして、1976年に東ティモールの併合を宣言した。これに対し国連は1975年の侵略直後から8年間にわたってインドネシアに対する非難と東ティモールからの撤退を勧告する決議を採択したが、インドネシアによる東ティモール支配が国際的に既成事実として受け止められるようになるとともに国連総会決議も1982年を最後に出されなくなった。これ以降、東ティモールの独立運動は、インドネシアによる「エスニック紛争」シナリオへの対抗、という構図を取るようになった。

インドネシアは、東ティモールへの侵攻と東ティモール併合の正統性を主張し、「東ティモール問題」はインドネシア国内における「エスニック紛争」であり、諸外国には内政不干渉原則に従う義務があるという立場をとるようになる³³⁾。とりわけ、インドネシアは、たびたび東ティモールとの歴史的、文化的、エスニックなつながりを強調した。例えばスハルト・インドネシア大統領は、インドネシアと東ティモールが近代帝国主義による領土合戦の結果として分断された点を強調し、本来ならば東ティモールはインドネシアの一部であるべきだったと主張した。

「この列島はかつて、中央集権国家として現存するインドネシア共和国の現在の領土とはほぼ同じ大きさの地域で、一つのまとまりをなしていました。その歴史は有名なマジャパイ王国やスリビジャヤ王国にも見られる通りです。しかし私たちは私たちに降りかかった不名誉な歴史の章と困難にも目を向ける必要があります。3世紀半に渡って、私たちは植民地化されたネイションでありました。私たちの魂は踏み躪られ、私たちの身体は搾取されてきたのです。先に触れましたように、私たちは自身の兄弟から互いに引き離され、小さな集団へとばらばらにされたのです。しかし一つの共通の宿命を共有するという遺産が消え去ることはありませんでした。独立を目指す魂が、押さえつけられ消えてしまうということはなかったのです³⁴⁾。」

2. 「脱植民地化問題」

こうしたインドネシアの「エスニック紛争」というフレームに対抗して、フレテリン及び東ティモールの施政国であったポルトガル政府が展開したのが、「脱植民地化問題」としての東ティモ-

ル問題であった。インドネシアによる東ティモール侵攻直前の1975年11月28日に東ティモールの独立を宣言していたフレテリンは、その設立当初から即時の独立を目標に掲げ、人権状況の改善と東ティモール民族独立の双方を不可分のものとして捕らえていた。また、ポルトガルは、国連が東ティモールを非自治地域と認め、ポルトガルをその施政国としていることを主張し、東ティモールは国連のアジェンダの中で未解決の問題であるとした。

こうした「東ティモール問題」の性質と正統性に関するフレーミングの争いの中で、1991年に提訴され1995年に判決が下りた国際司法裁判所の「東ティモール事件」は、問題の性質に関する両者の争いに一定の判断を下したものと評価することができる。本件は、インドネシアーオーストラリア間で結ばれたティモールギャップ協定³⁵⁾に関し、ポルトガルが1991年にオーストラリアを相手取って国際司法裁判所に訴えた事件である。1995年、国際司法裁判所は、裁判所管轄権が無いことを理由に判決そのものは出せないとしながらも以下の点に対し判断を下した。第一に、自決の「権利主体」は「外国の支配」の下に置かれている人間集団であるという従来の理解を踏襲しながら、その人間集団を植民地独立付与宣言において宣言された非自治地域の人民に特定することで、東ティモールの人民を権利主体と認定した。第二に、「義務主体」を施政国つまりポルトガルと特定した上で、民族自決権が法的な権利であるという従来の理解を一歩進めて、自決権を対世的権利 *erga omnes* であると述べて、自決の権利が植民地母国だけではなく国際社会の他の主体に対しても対抗させることができる性質の権利であることを認めた³⁶⁾。つまりその結果として、従来の義務主体である植民地母国には「人民の自決への権利を実現することを支持し、促進する義務」と「そのための国連の行動に助力を与える義務」が科され、施政国以外の国にも「人民から自決の権利を剥奪するような強制的行動を慎む義務」が科されることになった。従ってこの判決は、東ティモールの運動組織に、権利主体としての正統性を認め、さらにそれがポルトガルという植民地母国だけではなくインドネシアに対しても主張できるものであることを裏付ける法的な正統性を付与するものとなった。

ポルトガルや東ティモールの運動組織の努力やこうした判決にも関わらず、基本的には、「脱植民地化問題」としての「東ティモール問題」は、諸外国からの干渉を招くことができなかった。こうした点に関し、インドネシアによる東ティモール侵略当初から東ティモール問題に関わってきたオーストラリア外交官 James Dunn は、「個人の人権についての争点を出すように主要国を説得するのはずっと容易である」が、「東ティモールのいまだ達成されない自決権への言及を含んだ、包括的な国連決議への支援を求めるとなると、ジャカルタに影響力を持つ主要国からの支援を取り付けるのは困難である」と述べている³⁷⁾。

第2項 「人権問題」としての「東ティモール問題」

1. 個人の人権

1990年代に入り、東ティモール問題は「人権問題」としてたびたび国際社会のアジェンダに上るようになった。このフレーム交換の直接のきっかけになったのは、1991年11月12日に発生したサンタクルス事件であった。前述したように、これは市民のデモに向けてインドネシア軍が発砲した事件であるが、この出来事は、公権力による恣意的な拘禁や拷問、超法規的な処刑や「失踪」が続いていた東ティモールにおいては決して特殊な出来事ではなかった。しかしこの事件は、その映像が

海外へ持ち出され放送されたことで、東ティモール問題が外国メディアの注目を集めるきっかけとなり、また市民社会アクターが「東ティモール問題」を「人権問題」として取り上げ、東ティモール支援のアドボカシー活動を展開する端緒となった³⁸⁾。

このフレーム交換はまた、東ティモール人による抵抗運動による武装闘争から非暴力闘争の移行と、国際社会におけるティモール人抵抗運動の認識を変更しようという試みの結果でもあった。1989年1月1日の東ティモール部分開放以降、フレタリンやその青年組織などの運動組織は、支持者の拡大のために「最も効果的な手段」として、東ティモール内部ではデモンストレーションを、海外では支持拡大のためのロビーイングを活発化させていた。運動組織が働きかけの対象がインドネシア（軍）から国際社会へと変化したことで、「暴力よりも非暴力の方が効果的であり、暴力は有効な手段ではない」という政治的信条のもと、「持続可能な抵抗³⁹⁾」へと移行していったためである。非暴力による訴えを続けてきた東ティモール人に対するインドネシア軍による発砲事件は、国際社会に衝撃を与え、東ティモールの運動の道徳的な正統性を増すことに帰結した。

他方、このフレーミングは国際社会の構造的変動と国際法と理念の発展を反映したものであった。国際社会の構造変動としては、冷戦の終焉とそれとともに1990年代に主としてアメリカを中心に展開された人権外交が、国際法と理念の発展としては、国際人権章典など国際社会における人権に関わる理念と制度の発展があげられる。しかし、ここでの人権は、つまり個人への暴力の排除という意味で狭義の人権であったといえることができる。

2. 集団の権利

当初国際社会が問題としたのは、インドネシア（軍）による東ティモールの住民への暴力や不法逮捕などであり、各国政府は狭い意味での人権の確保、つまり東ティモール住民への物理的な暴力の停止をインドネシア政府に求めた。これに対し、東ティモールの独立運動とそれを支援する海外の連帯組織は人権状況の改善とともに東ティモール人民の自決権の行使を訴え続け、その結果各国政府からインドネシア政府への要求も東ティモールとインドネシアとの関係の変更にまで立ち入るものになっていった。

国連の仲介の下で1992年9月に再開されたポルトガル・インドネシア交渉を受けて、1993年11月CNRM 海外特別代表であったラモス・ホルタはCNRM の「ピース・プラン」を発表した。これは、東ティモールが独立に至る過程を、第一段階：準備期間、第二段階：自治能力の確立、第三段階：独立と分けて、それぞれの段階での目標事項、すなわち要求項目を設定したものである。ここで注目すべきは、第一段階の目標、すなわち現段階での要求項目として、インドネシア軍の削減及び人権状況の改善と並んで、固有の文化集団としての「東ティモール人」の承認が焦点になっている点である。これは、ポルトガル・インドネシア交渉へのティモール人代表の参加、国連によるティモールの国勢調査の実施、ポルトガル語やテトゥン語の教育権の確保、ティモール人の政治活動と集会の自由などの要求項目に見られる。この結果として、第一段階の終わりには、ポルトガルとインドネシア関係の正常化だけではなく、東ティモール人政党の合法化、ポルトガル文化機構の設立などが達成されるべきであるとしている⁴⁰⁾。

トランスナショナル市民社会や、国際社会の努力にも拘らず、東ティモールにおける人権状況は、1990年代半ばに至ってもそれほど変化を見せなかった。そうした中で、1996年、ラモス・ホルタとカルロス・ペロ司教という二人の東ティモール人がノーベル平和賞を受賞した。ラモス・ホルタは、

ノーベル平和賞受賞後の1997年4月7日、国連人権委員会で演説を行った。ホルタは、「私は、独立国家が、エスニック的に、文化的に、宗教的に、同質でなければならないという考えは持ち合わせていません」と始めることによって、東ティモール人民の独立が、国民国家の中に存在する先住民族やエスニックマイノリティーの存在と競合するものではないことを強調する。その上で、ホルタは以下のようにして、先住民族の人権と基本的な自由を守るために固有の集団としての権利の承認を支持する。「世界の先住民族の人権と基本的な自由の侵害に関して、人権委員会は即時の具体的な行動を取ることができます。先住民族の問題は、人権問題と、土地に対する先祖から受け継いだ権利に関して、歴史的でかつ現在進行形の悪化の間の関係を認めます。さらに言えば、先住民は、国連の中の、特に自らの権利、生活、そして運命に直接の影響を与える特定の過程における、正式で直接の参加権を求めています。私は、国連の中に先住民族のための常設フォーラムを設置することへのサポートを表明します。先住民族の権利を守るための宣言が採択されるべきであり、これは世界の先住民族の10年が終わる前になされるべきです。」さらにホルタは、「この宣言は、先住民族という用語に関する如何なる定義も含むべきではありません。というのも、これは自決の権利の重要な一側面であり、規定されたり、制限されたりするべきものではないからです⁴¹⁾」と述べ、先住民族に関する定義を主観的なものと位置づけ、自らが何者であるかを決めることそのものが自決の権利の一部であることを主張したのであった。

以上のように、CNRMを中心とした独立派は、「人権問題」としての東ティモール問題への国際社会の介入を求め、その上で、既存の主権を脅かすことのない内的自決の権利を人権の一部として要求した。つまり「人民がその政治的地位を決定し、かつ経済的、社会的及び文化的発展を追求する権利」を要求したのであった。先住民の権利保護に関わる法と制度、つまり国連人権委員会や差別防止・少数者保護小委員会の諮問に始まる一連の過程を参照し、利用しながら、東ティモール住民の人権を、東ティモール人民の自決の権利へと架橋していったことができる。

結び：グローバル化時代の国民国家

以上、東ティモール人民の自決の正統性を巡る議論を、自決の理念と法の歴史と重ね合わせながら辿ることで、東ティモールの独立過程における人権と自決権の関係を再考してきた。1999年8月の住民投票における独立賛成78.5%という結果にも見られるように、東ティモールの人々は独立の国民国家を築くことを熱望していた。かつて植民地帝国から独立したアジア、アフリカの諸国がそうであったように、この時東ティモールの人々は、人権の獲得と近代的な主権国家の獲得とを重ね合わせて待望していたのであり、独立は解放とより良い生活を約束するものであった。また、この時東ティモールの人々は、インドネシア国家による物理的な暴力の排除という意味での人権の回復と同時に、自らが自らの統治者となること、そして応答的な政府を設立することを希求した。国家と国民は構築されたものであるばかりではなく、それ自体が人民主権の理念と民主主義の擬制を媒介にして個人の権利・人権と密接に繋がってきたのであった。

東ティモールという新国家誕生の事実、それが国民国家を基盤とした近代国際システムを補強しているという点を強調すれば、冷戦終結以降加速したと言われるグローバル化やポスト国民国家化と呼ばれる国際政治／世界政治状況に逆行しているようにも見える。しかし一方で、インドネシア政府が対東ティモール政策を変更することになった要因の多くが、インドネシアという主権国家

の外からもたらされたという事実を考慮すれば、東ティモールの独立過程と新国家の建設過程は、グローバル化に伴う国民国家の脆弱化を反映していたと理解することも可能である。グローバル化は、主権国家が国内事項を管理し調整する国家機能に低下をもたらすだけではなく、普遍的な規範や文化の影響が国内における文化的、言語的、民族的な特殊性と均質性とに低下をもたらすことで、国家主権の「揺らぎ」を招くとされるからである。しかし実際には、政治的民主化や自由主義的経済原理などの普遍原理を承認し、実現しようという世界規模の同化のベクトルと同時に、それに対抗する異化のベクトルは常に存在し、それが国民国家への回帰やナショナリズムの強化を促してきた。こうした事実を考慮すれば、グローバル化と国民国家の解体の傾向を発展的な一つの直線の上に描くことは不可能であるばかりではなく、その逆の発展過程のみを描くことにも、さらに言えばグローバル化か、国民国家化かという二者択一的な思考自体にも意味があるようには思われない。

グローバル化対国民国家化という議論の中でも、近年特に、近代国民国家システムを超える新しい規範としての人権／人道規範が、国家主権という国際社会における古い規範と対立関係にあるものと捉える議論がなされるようになってきている。こうした人権対国家主権という見方は、国境を越える「普遍」と国境の中に閉じこめる「特殊」という二項対立に還元されやすく、またその背後にはしばしば普遍的な規範が特殊な規範を道徳的に上回るという前提が隠されていると言える⁴²⁾。しかし、人権規範／人道規範と国家主権という規範との対立は、主権国家の存在を所与として考えたときにのみ成り立つ見方である、という点には注意が必要であろう。自決の理念と政治に関する歴史を繙けば分かるように、東ティモールを含め、少なくとも国民国家後発地域である非西欧諸地域では、国家は「平等にして一体である国民の共同事務機構」であるとともに、脆弱な個人を裸の暴力から保護し人権を保障する「生命維持装置⁴³⁾」であり、またそれゆえに国民国家を希求すること自体が規範的な目標であったのである。

しかし、国境という境界の設定は、一方で、そこに包摂される人々と排除される人々の間に断絶を生み出し、排除される人々に対して暴力を振るう手段となってきたという点にも注意が必要である。ネイションの形成とは、人々 people が人民 a people になることであり、それは多くの場合においてネイション内部における人々の生の多様性と意見の複数性が失われることを意味した。人民たる条件にそぐわない者を発見し、それを抹殺するか、同化させようという力が働くことは不可避であった。この点に関して、コバンは、自決の理論はほぼ必ず「民族決定論」とも言うべきものへ発展するとして警鐘を鳴らす。民族性が主観的に決定されるのではなく、客観的なものとみなされるようになった時、民族自決はもはや個人の側で選択しえる要素をなくし、「実際には、それは自決であることをまったくやめて」しまうのである。それゆえに、歴史上の多くの事例において、「個人はその民族を決定せず、むしろ民族が個人を決定した」のであった⁴⁴⁾。

東ティモールは、2009年5月で独立7年目を迎える。軍と警察の対立で37名の死者を出した2006年の4月5月危機、2008年2月11日の大統領・首相暗殺未遂事件と、その後の非常事態宣言と緊急事態宣言の同時発令などに見られるように、東ティモールは今もって安定的な民主国家であるとは言いがたい。また東ティモールの人口構成は多様であり、現在、ポルトガル系、インドネシア系、華人系の人口がいる他、その他の外国人との混血も進んでいる。独立派フレテリンを中心としたネイション形成の歴史は、今なお独立派であった人々の疎外を招いており、元独立派の中にはインドネシアに留まっている人も多い。人民・民主主義・主権という自決の要素を再考すること、特に人民

の定義を時代とともに更新可能なものにし、そして主権者としての人民を一個の一般意思たらしめている民主主義を十全に機能させることは、こうした困難な状況の中で人々を民族決定論の暴力から守ることに不可欠なのではないだろうか。

注

- 1) 本稿は、龍谷大学国際文化研究所2007年度研究プロジェクトの一環として研究補助を受けて行った研究の成果である。ここに記して御礼申し上げる。
- 2) 1999年8月31日に国連東ティモールミッション (UNAMET) により実施されたこの住民投票は、東ティモールの住民にインドネシア国内における特別自治地域としての地位を受け入れるか否かを問うものであった。16世紀以降ポルトガルの植民地、海外州、非自治地域となり、1975年にインドネシアの侵攻を受けた東ティモールは、実際上はインドネシアからの、国際法上はポルトガルからの独立を果たしたことになる。
- 3) 東ティモール問題を巡る国家間関係については、個別の国家や国際機関について論じているものと、それらを包括的に論じているものがある。前者については、B. Singh, *The United Nations Role in the Birth of Independent East Timor*, Singapore: Crescent Design Associates, 1999; D. Ball, *Silent Witness: Australian Intelligence and East Timor*, *The Pacific Review*, Vol. 14, No. 1, 2001; P. Gorjao, 'Japan's Foreign Policy and East Timor, 1975-2002', *Asian Survey*, Vol. 42, 2002. などを参照。後者については、Ward and Carey, 'The East Timor Issue in the Context of EU-Indonesian Relations, 1975-99', *Indonesia and the Malay World*, Vol. 29, 2001; K. Mizuno, 'Indonesia's East Timor Policy', Ph.D. thesis, the Australian National University, 2003. などを参照。
- 4) トランスナショナル市民社会と諸国家の関係については、B. Simpson, 'Solidarity in an Age of Globalization: the Transnational Movement for East Timor and U.S. Foreign Policy', *Peace and Change*, Vol. 29, 2004, pp.453-482; J. Pureza, 'Who Save East Timor?: New References for International Solidarity', *South European Society and Politics*, Vol. 9, No. 2, 2004. などを参照。他に、ティモール内部の運動の経緯については以下。S. Niner, *To Resist is to Win!: The Autobiography of Xanana Gusmão*, Victoria: Aurora Books, 2000; S. Sherlock, 'Political Economy of the East Timor Conflict', *Asian Survey*, Vol. 36, 1996; J.G. Taylor, *The Indonesian Occupation of East Timor 1974-1989: A Chronology*, London: The Catholic Institute for International Relations, 1990.
- 5) この点について、東ティモールの独立過程を考察した拙稿において、筆者は、「脱植民地化問題」から「人権問題」へのフレーム変換が行われた過程、さらにそれによってトランスナショナル市民社会が動員に成功した過程を、国内外の社会運動組織の影響力行使の過程を図式化したブーメラン・パタンに沿って説明した。このブーメラン・パタンに沿って説明することの利点は、政治的機会構造の概念を取り込むことによってトランスナショナルな運動と政策変更との因果関係を示すことができることにある。「東ティモールの独立：トランスナショナル市民社会論を手がかりに」『法学』、第71巻3号、2007年。
- 6) 本稿では、「国際社会」を諸国家（政府）及び国家間機関からなる社会とする。また「トランスナショナル市民社会」については、国内、国際的なNGO、ローカルな社会運動、財団、メディア、労働組合、消費者団体、その他の個人からなる社会と考えて、「国境を越えた市民社会」と同義として使用する。この定義に拠れば、東ティモールの運動組織はトランスナショナル市民社会を構成する行為主体の一つであるが、他の行為主体と比較すると数や資源の上でかなり劣っていたと言える。
- 7) D. Snow et al., 'Frame Alignment Processes, Micromobilization, and Movement Participation', *American Sociological Review*, Vol. 51, 1986, p.464. フレーム概念については他に R. Benford and D. Snow, 'Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment', *Annual Review of Sociology*, Vol. 26, 2000, pp.611-639; 曾良中清司「社会運動論の回顧と展望」『社会運動という公共空間—理論と方法のフロンティア—』（成文堂、2004年）などを参照のこと。
- 8) 曾良中、前掲論文、241—242頁。
- 9) この点について、東ティモールの独立過程を考察した前掲論文の中で筆者は、「人権問題」として認識された東ティモールが「自決問題」として認識され独立に至る過程を、各行為主体による接木戦略 grafting politics として扱った。これは、社会運動体が新たな規範をアジェンダとして取り上げる際に、すでに受け入れられている規範に新たな規範を接木すること、つまり後者の実現によってのみ前者が実現され

- ると説くことによって、社会における新しい規範の円滑な受容を促すという戦略である。しかし、ここでは、人権と自決権の関する国際的な了解事項に言及することができず、そのため、なぜ、どのような論理で両者が接木可能であったのかという点についての背景の説明が不足していた。接木戦略については以下を参照。Richard Price, 'Reversing the Gun Sights: Transnational Civil Society Targets Land Mines', *International Organizations*, Vol. 52, No. 3, 1998.
- 10) 大沼保昭は、国際法が果たす機能を、国際社会の基本了解体現機能、意思伝達・交渉媒介機能、法の正当化・正当化機能の三つに分類している。大沼保昭「国際社会における法と政治：国際法学の「実定法主義」と国際政治学の「現実主義」の呪縛を超えて」国際法学会編『日本と国際法の100年第1巻：国際社会の法と政治』（三省堂、2001年）。
 - 11) Sherlock, *op.cit.*
 - 12) この点については、拙稿「非暴力抵抗運動とティモール・ナショナリズム：戦略としての非暴力」『東ティモール「エスノ」ナショナリズムの「萌芽」・「発展」・「変質」過程：域内「エスノナショナル」紛争との国際比較モデル分析』（科学研究費補助金研究成果報告書、基盤研究B課題番号17330039）2008年5月。
 - 13) Karl Deutsch は、社会的コミュニケーションがさまざまな個人や共同体の間で成立することによって人々の間に「我々」意識 *we-feeling* が芽生え、これが国民の基礎となるとした。また Ben Anderson は、国民国家建設の基盤として官僚による巡礼と印刷資本主義を挙げ、産業化の中での社会経済的な基盤の確立と、一定領域内での相互交流の結果として国民の成立を説明した。こうした近代主義者 *Modernist* に対し、Anthony Smith のような原初主義者 *Primordialist* は、エスニック・グループが古くから持つ原初的な文化の共通性を強調する。しかし、いずれにしてもそうした共通性は常に意識されるものではなく、それがどのような場合に再認識・再発見されるのかに関する考察が不可欠になる。Karl W. Deutsch, *Nationalism and Social A Communication: An Inquiry into the Foundation of Nationality*, Cambridge, Cambridge University Press, 1970；ベネディクト・アンダーソン『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』（NTT出版、1997年）；アンソニー・スミス『ネイションとエスニシティ—歴史社会学的考察』（名古屋大学出版会、1999年）。
 - 14) 「文化的ネイション」「政治的ネイション」という言葉は、コバンの「文化的民族」「政治的民族」というマイネッケからの引用に従っている。アルフレッド・コバン『民族国家と民族自決』（早稲田大学出版会、1976年）113頁。（=Alfred Coban, *The Nation State and National Self-Determination*, William Collins Sons & Co., Ltd. 1969.）
 - 15) Gavin W. Jones, "East Timor: Education and Human Resource Development", in James Fox and Dionasio Babo Soares, (eds.) *Out of the Ashes, Destruction and Reconstruction of East Timor*, pp.41-52.; Sherlock, *op.cit.*, pp.835-837.
 - 16) A. Schwarz, *Nation in Waiting: Indonesia in the 1990s*, Sydney: Allen & Unwin, 1994, pp.201-206; C. Fukuda, "Peace through Nonviolent Action: The East Timorese Resistance Movement's Strategy for Engagement", *Pacifica Review*, Vol. 12, No. 1, 2000, p.18.
 - 17) 部分開放直後には、ヨハネ・パウロ2世の訪問（1989年10月）やモンジョ米大使の訪問（1990年1月）に際してのデモがある。また、1994年、1995年頃にもジャカルタでの米大使館駆け込み事件、それに続く東ティモール大学でのデモ（1994年10月／1995年1月）など、インドネシア軍による厳しい監視の中で周到に用意されたデモが行われている。Sherlock, *op. cit.*, pp.840-845.
 - 18) Constâncio Pinto and Matthew Jardine, *East Timor's Unfinished Struggle: Inside the Timorese Resistance*, Boston: South End Press, 1997, p.111.
 - 19) *Chega!: Final Report of the Commission for Reception, Truth and Reconciliation in East Timor* (CAVR), Dili, 2006.
 - 20) フレームには、個々の集団あるいは社会組織に特殊的なものと、いくつかの集団あるいは組織が用いるものがある。後者は、個別の運動に特殊な集合行為フレームにとっては「範例」になることが多く、こうした原型的フレームをマスター・フレームと呼ぶ。曾良中、前掲論文、241頁。；Snow and Benford, *op. cit.*, p.472.
 - 21) 内田久司「国家主権、自決と人権—冷戦期から冷戦後へ—」越路正巳（編）『21世紀の主権、人権及び民族自決権』（未来社、1997年）。内的自決の実践の形態としては当該国内における連邦制への移行、広範な自治、一定の政治的市民的自治の享受などがある。
 - 22) 金東勲『人権・自決権と現代国際法』（新有堂、1979年）。

- 23) 1945年の設立当時51の加盟国を有していた国連には、1955年には16カ国が、1960年代にはさらに17カ国が加わったが、これら新規加盟国の多くはアジア、アフリカの新興独立国であった。緒方貞子、「国連の役割」、緒方貞子・半沢朝彦編『グローバル・ガヴァナンスの歴史の変容：国連と国際政治史』（ミネルヴァ書房、2004年）1—19頁。また、浦野起央『第三世界の連合政治』（南窓社、1989年）も参照のこと。
- 24) P. Keal, *European Conquest and the Rights of Indigenous People the Moral Backwardness of International Society*, (N.Y. Cambridge University Press) 2003, P.131.
- 25) 人権レジームの発展は実定法的基礎形成期（第二次世界大戦後から1960年代半ば）、制度形成の第二期（1960年代後半から1980年代半ば）、人権外交の第三期（1990年以降）に分けられる。Thomas Buergenthal, 'The Normative and Institutional Evolution of International Human Rights,' *Human Rights Quarterly*, vol. 19, No. 4, 1997, pp.703-723.
- 26) Keal, op. cit., pp.114-122.
- 27) <http://www.unhchr.ch/html/menu6/2/fs9.htm>（2008年9月7日アクセス）
- 28) 2007年9月7日、「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択されている。
- 29) Keal, *ibid.*；苑原俊明「先住民族の権利」国際法学会編『日本と国際法の100年第4巻：人権』（三省堂、2001年）131—132頁。
- 30) 先住民の定義は確定していないものの、先住民族の概念に関する作業ペーパーでは、①先住性、②文化的な独自性、③自己の認識と他者による認知、④従属と社会的周辺化、権利の剥奪、排除と差別の経験を「先住民」概念の要素としてあげている。；苑原、前掲論文、132頁。
- 31) これが、ローネンが「エスニックの自決」と呼んだ国民国家内に残されたエスノナショナルな集団の自決要求である。ダヴ・ローネン『自決とは何か』（刀水書房、1988年）。(=D. Ronen, *The Quest for Self-Determination*, New Haven: Yale University Press, 1979).ローネンは、ここで自決の変遷を①民族の自決②階級の自決③少数民族の自決④人種の自決⑤エスニックの自決と分類するが、本稿では筆者はこれに「先住民族の自決」を加えて考えている。
- 32) バリボ宣言とは、インドネシアの招きでボボナロ県バリボに集まったUDT, アポディティ、コタ、トラバリスタの四政党が、「東ティモールはインドネシアの一部である」旨を表明した宣言である。
- 33) インドネシアは、東ティモール併合の正当化根拠として以下を挙げた。第一に、1975年11月にUDT, APODETIなどの4政党によって出された、東ティモール人民がインドネシアへの併合を希望する旨を宣言したバリボ宣言。第二に、地域民衆議会 regional popular aseembly によるインドネシア大統領と議会とに議会に対する併合請願。最後に1976年6月インドネシアによる事実調査委員会である。また、インドネシアは、ティモールにおける対ポルトガルの反植民地闘争は、オランダに対するインドネシア群島・共和国全体の闘争に共鳴したものであったと主張した。
- 34) Statement by President Suharto in response to the address presented by the delegation of the Provisional Government of East Timor, reprinted in 31 U.N. SCOR, Su pp.62-64, U.N. Doc. S / 12097, Annex V (1976), quoted in Roger S. Clark, 'The "Decolonization" of East Timor and the United Nations Norms on Self-Determination and Aggression', in *The Yale Journal of World Public Order*, 7 - 2, 1980, pp.2-43. See p.20.
- 35) オーストラリアは、東ティモールのインドネシアへの帰属を承認した後、1979年にティモールギャップの海底資源分割に関してインドネシアと交渉を開始した。その結果締結されたのが1989年の「ティモールギャップ協定」である。
- 36) Case Concerning East Timor (Portugal v. Australia) and its separate opinions, 1995, 20 June, General List No.84, International Court of Justice. ; Catriona Drew, 'The East Timor Story: International Law on Trial', *European Journal of International Law*, 2001, Vol.12, No.4, pp.651-684; Christine Chinkin, 'The East Timor Case (Portugal v. Australia)', *International and Comparative Law Quarterly*, 1996, Vol. 45, pp. 712-725.
- 37) James Dunn, *Timor: A People Betrayed*, Sydney, ABC Books, 1996, p.338.
- 38) 井上（2007）、前掲論文、377—415頁。
- 39) Fukuda, *op. cit.*, confirmed in an interview with Antero Benedito da Silva on 8 February 2008.
- 40) Pinto and Jardine, *op. cit.*, pp.251-254.
- 41) United Nations Commission on Human Rights 53rd session, Agenda item 10, Statement by Jose Ramos-Horta, 1996 Nobel Peace Prize co-Laureate, on behalf of International Service for Human Rights,

Pax Christi international and the movement Against Racism and for Friendship among Peoples, Geneva, 7 April 1997.

- 42) こうした議論の背景には、冷戦後の地域紛争の増加とそれに伴う人道的介入や平和構築ミッションの増加や、国境を越えた市民社会主体による国際的な規範の形成—これは国益を追求する主体としての国家とそれによってなる国際社会では実現できなかったものである—といった文脈が存在する。
- 43) 土屋健治編『講座現代アジア1 ナショナリズムと国民国家』（東京大学出版会，1994年）3頁。
- 44) コバン，前掲書，120頁。